地域密着型サービス事業所 管理者 様 総合事業(訪問介護、通所介護)事業所 管理者 様

太田市長 清水 聖義 (長寿あんしん課)

人員変更に伴う届出の簡素化について

日頃より、本市介護保険の運営にご協力を賜り、誠にありがとうございます。 さて、人員変更に伴う届出につきまして、平成29年7月1日より、下記のとおり、取り 扱いいたしますので、ご確認ください。

なお、地域密着型通所介護、総合事業の事業所において、従前より下記の取扱いをされている場合は、変更ありませんので申し添えます。

介護職員、看護職員が変更になった場合の届出の簡素化

毎年4月1日を起算日とし、1年間で人数増減があったとしても、翌年の4月1日時点で人数に変化がない場合は、届出は不要とします。

■届出不要の例



■注意事項

(1)介護職員及び看護職員のみ届出不要となります。また、この場合における運営規定の変更届 も不要です。

なお、介護職員、看護職員以外の人員(管理者や生活相談員、機能訓練指導員など)は、 届出が必要です。

- (2)届出不要の場合でも、人員基準を確認し、法令を順守してください。また、運営規定もその都度改正してください。
- (3)県指定の事業(介護予防訪問介護、介護予防通所介護など)は、県の取扱いに従って届出をお願いいたします。

■お問い合わせ先

太田市役所 長寿あんしん課 地域支援係 (TEL) 0276-47-1856